

ファミリー・サポート・センター実施自治体・団体 様

一般財団法人 女性労働協会

感染症補償制度 補償拡大に向けた見舞金規定ご準備のお願い

子どもに多い感染症は大人がかかると重症化することも…そんな「もしも」に備えます！

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当協会の事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの発生を契機に開発した本制度に関しまして、現在、多くのセンターにご加入いただいておりますが、近年、保育施設・学校等で流行する季節性の感染症が増加しており、ファミサポ活動でも「預かり中に発症」「活動後に提供会員が感染」といったケースが散見されています。こうした状況を踏まえ、この度、提供会員の皆様がより安心して活動できる環境づくりを強化するため、補償の拡大に向けて見舞金規定の変更またはご準備をお願いいたします。

子どもがかかりやすい感染症の中には、大人が感染すると重症化しやすいものもあり、活動中の“もしも”が大きな負担となるケースが少なくありません。

そのため、これまで新型コロナウイルス感染症および感染症法上の分類から四類に規定する感染症を対象としていた補償を見直し、以下の感染症について、提供会員の皆様が安心して活動いただけるよう活動中に依頼子どもから提供会員に感染し、見舞金をお支払した場合に自治体が負う費用損害を補償対象方向で検討を進めています。

新たに補償対象となる感染症(予定)

百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑(りんご病) 等 子どもに多い感染症を対象といたします※

※補償内容は現在調整中であり、変更となる可能性があります。

※感染症補償規定に定めていることが補償の要件となります。

※感染したらそのまま保険の補償対象になるものではありません。

ご加入について(感染症補償規定作成のお願い)

本制度は、加入団体であるファミリー・サポート・センターが別途定める感染症補償規程に基づき、ファミリー・サポート・センター登録のサービス提供会員に対して給付される見舞金等を補償する制度です。ご加入にあたり、感染症補償規定のご準備が必要となります。現在ご加入中の団体様におかれましても、感染症補償規定の修正・改訂のご対応をお願いいたします。新規加入をご検討の方については下記お問い合わせまでご連絡ください。詳細につきましては、令和9年2月頃送付予定のご案内パンフレットにて正式にご案内いたします。

保険料について

補償拡大に伴い、保険料の変更を予定しております。詳細につきましては個別にお見積りをさせていただきます。

※お見積をご希望の方は、当協会ウェブサイトよりご依頼ください。

URL: <https://www.jaaww.or.jp/topics/9766/>

今後のご案内

補償対象の詳細、適用条件、保険料等につきましては、令和9年2月頃送付予定のご案内パンフレットにて正式にご案内いたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

《お問い合わせ》取扱代理店：一般財団法人女性労働協会 保険代理店

TEL:03-3456-4410 e-mail: sonpo@jaaww.or.jp